

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷一十第

論說

德川時代の税制……………法學博士 瀧本 誠一

基礎社會の發達方向(一)……………文學士 高田 保馬

租税の限度に就きて(二・完)……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(七・完)……………文學博士 三浦 周行

マルクスの勞働價值論の根本命題(一)經濟學士 堀 經夫

時事問題

經濟界不安の繼續……………法學博士 戸田 海市

超過所得税論……………法學博士 小川郷太郎

雜錄

現代支那に於ける社會上の一缺陷……………文學士 小島 祐馬

收穫遞増減の諸觀點……………法學士 石川 興二

ラレーの「和蘭貿易に關する考察」……………法學士 山口正太郎

近刊の經濟史に關する三著述……………法學士 本庄榮治郎

基礎社會の發達方向(二)

高 田 保 馬

第一節 總 說

國家、地方團體、又は氏族、部族等の如く地縁血縁によりて成立せる社會即ち基礎社會は他の形態の社會と同じく不斷に變化しつゝあるものである。而して此變化はもとより一定の意匠によりて統一せられたるもので無いからして、歩一步と同一目的に前進するものでは無く、或は左し或は右して定まる所が見えぬ。併しながら、黑板の上に畫かれたる圓も之を接近して見れば白墨の點の亂雜なる集合に過ぎないが、一定の距離をへだて、見れば明に其形を理解し得るが如く、一々の變化から少しく距離を隔て、見れば、即ち概括的の考察を試みれば、亂雜無秩序に見ゆる進行の間にも自ら一定の方向がある。此方向の如何なるものであるかを少しく論じたいと思ふ。

私は此方向を法則の形に縮約して説きたいと思ふ。けれどもそれに先ちて考ふべき事は、かゝる法則即ち云はゞ發達の法則と他の一般の法則との區別である。私は此差異を次の數點に覺めた。一、一般の法則、即ち因果法則又は嚴密なる因果法則ならざるまでもこれと形式を同じくする諸

法則は常に二段の意味に於て假設的である。第一にそれは他の條件にして一様ならばと云ふ假定の上に立つてゐる。第二に乙ありうるが爲に甲あらばと云ふ假定を含むでゐる。然るにこの發達の法則に至りては、此假定を含まない、よし形式上は之を含むにしても、其假定内容が常に事實として存在してゐる。其妥當する爲に必要な他の條件は略ぼ不變と見られうべく、又乙の先行事象甲も存在してゐる。従ひてそれは斷言的であると云ひ得られよう。また一般の法則に於ては甲乙二事象間の聯絡が直接である、換言すれば乙は必然的に甲に繼起する事となつてゐる。然るに發達の法則にありては此聯絡が間接的である、少くも二の間に必然的繼起の關係が認められない、種々複雑なる事情があり、其結果として乙が甲に繼起する事が一般に認められると云ふまで、ある。従ひて發達の法則は常に概化によりて得られ、歸納演繹によりて得られない、それは經驗的法則であつて因果法則たる事は無い。また、その取扱ふ甲乙二事象の間には普通や、長き期間の介在を常とする、一般の法則とても常に時間的繼起するのであるから此點に性質的の差異はないが少くも程度上の差異がある。さりどて、一派の人々の考ふるが如く、發達の法則は決して所謂史的法則と同一視すべきものでは無い。史的法則は常に一定の時期又は時空にのみ存する事象相互の聯絡を意味する、然るに發達の法則には此事が無い、其内容は人類社會の成立以來如何なる社會にも常に妥當なるものである。かくて基礎社會の發達の法則は一般社會に關する發達の法則

と共に、生物進化の法則と頗る性質を近くするものである。たゞ一が文化の所産であり他が自然の所産である點より來る法則の差異に就いては姑く後日を俟ちて論じたい。

基礎社會の發達に關する法則は前述の如く一の經驗律である、雜多にして混亂せる如く見ゆる事象の間から得られたる一の概括である。従ひて時としてはこれに反對なる事實も現はれ來る。恰も時冬に向ふ季節に於ても風の方向によりては却りて暖氣を加ふる日があるのと趣を同じくする。さてかゝる法則として私は先づ二種ものを挙げたい。一は全體社會内に含まるゝ數多の基礎社會相互の關係に關するものである、二はこれと關聯したる事であるが、他の社會の作用によりて基礎社會の團結そのもの、變化し來る事である。前者は基礎社會の擴大縮小の法則と中間社會消失の法則とを含み、後者は基礎社會の衰耗の法則の名稱を以て表はされる。以下順次に之を略説したい。

第二節 基礎社會の擴大縮小の法則

基礎社會には常に其包括する成員の數の大なるものと小なるものどがある。例へば今日に於ては、國家の成員は縣郡の成員よりも大に、縣郡の成員は家族の成員よりも大である。かゝる數多の基礎社會のうち成員數の最も大なるものを大社會と云ひ最も小なるものを小社會と云ひ其中間

に位するものを中間社會と云ふ。今日の社會に就いて見るならば國家は大社會であり、家族は小社會である、而して縣郡等は中間社會である。此等の基礎社會は大體に於て同心の關係に立つ、即ち同心の數多の圓周の如く同時に存在しても相交又する事が無い。成員の範圍から見れば、隣りたる家族は全然私の村の中であり、村は縣の中にあると云ふ風に、此等の社會が互に範圍を異にする事が無いのである。併しこれは勿論大體の事であつて例外は十分に考べられる。即ち一時の移住や旅行の場合に於て同心の關係が破られるのは固より、血縁が地縁と相ならびて重要な意義を有したる場合には更に著しき事があつた。即ち家族と氏族、氏族と村落の如き地縁團體と相交又する事は屢認められる所である。此點は如何ともあれ、大社會の何であるかは決し難き事が多い。今日普通は國家が此大社會をなしてゐる、聯合國家又は國家聯合の場合にはまたこれらが大社會であると云ひ得られよう。併しながら各國民間各國家間の交通接觸の頻繁なる現代に於ては大社會の範圍が國家よりも更に廣い範圍に移れる事があるとも考べられる、少くとも移らむとする過渡期に入つて居る。ことに關稅同盟、金銀複本位に關するラテン同盟、著作權に關する國際的規約、國際勞働規約、國際聯盟も云ふ如き事實は益増加して以上の提言を支持してゐる。

さて大社會は漸次に擴大する、之に伴ひて小社會は漸次に縮小する、これは過去の幾多なる事實から得られたる一般の經驗律に過ぎぬが、兎に角基礎社會の發達方向を指示して居ると思ふ。

之を稱して基礎社會の擴大縮小の法則と云ふ。現在文明國に於ては、過去の小なる國家が融合して大國家を形成し、それが略ぼ大社會をなしてゐる。而してその中の小社會は小家族に外ならぬ所が少しく過去に溯り行けば、其時の大社會は大抵今日のそれよりも小なるものである。大國家に對して小國家とも云はるべきものである。然るに其中に包含せらるゝ家族は今日の小家族よりも遙に大なるもの、所謂大家族であつた。日本に於ても昔日舊藩が殆ど一の獨立國家を形れる如き時代、かく見ざるにしても外部の社會との聯絡殆ど絶えたる時代にありては大家族のみが小社會をなしてゐた。然るに、國內の統一が加はり進みて他の外部の社會との聯絡が加はるにつれ、云はゞ大社會の擴大につれ、大家族は先づ都市に於て崩壞し漸次に小家族が支配的形態たらむとしてゐる。此の如く現在の事實から比較的に確實なる過去までの考察に於ては、明に大社會の擴大につれて其内部の小社會が縮小すると云ひ得られる。勿論これは二の事實の平行を説くまで、大社會の擴大が小社會縮小の原因であると主張するのでは無い。何れ此點に就ては後に説明する積りである。而して此法則はかゝる限界に於て得られたる提説を溯りては原始社會まで、下りては悠久の將來社會までに擴充せむとするに外ならぬ。將來社會の事は姑く措き、過去の社會に就いて見るに、以前に於けるほど大社會か小に、小社會が大なりしものとすれば此二者は相融和して未分化の一體をなしたる時があつた筈である。而してこれ實に單純社會又は社會的原形質とし

ての群である。大社會が此群から進みて部族となり部族國家となるに連れて家族が形成せられた
而も家族の形態の進化に就いては以前に考へられたる如き法則と云ふものが無い。實際の家族の
形態は經濟的宗教的政治的等の種々なる事情によりて決定せられるが故に、此家族が常に必ず以
前に溯るほど大であつたとは斷言し得られない。併しながら(第一)團體婚姻一夫多妻等の多婚的
家族又は集合家族が社會の幼稚なる段階に多かつた事、從ひて大社會のなほ小なりし時の家族の
成員が割合に多かつた事は認められると思ふ。勿論一時的又は持續的なる一夫一妻の家族も無い
譯ではないからして、この提言にもなほ多くの例外を認める必要はある。この事は許すとしても
(第二)大家族の成立以前に於ては家族の意義が極めて輕い、個人を吸収して社會の單位を構成し
たりしものはかゝる家族に非ずして寧ろ氏族である。家族の要素として、その結合が社會意識によ
りて認定拘束せられ一定の權利を賦與せらるゝ事を數ふる學者は、氏族以前に家族無しとさへ説
いてゐる。然らざるまでも家長的大家族が以前の家族と氏族との間に生れたる子であると認め來
れば此大家族の先行者を或程度までは氏族と認める事も出来る。以上二の事情からして、多少の
例外はあれ、大社會は社會の發達段階の幼稚なるほど小に、小社會は之に相反すと云ひ得られる
であらう。而して、此小社會は大抵其時期に於ける經濟單位を形成し、大社會はまた經濟組織に
當る事が多い。かるが故にこの擴大縮小の法則は此經濟單位と經濟組織との關係に推し及ぼす事

が出来る。かくて經濟單位が縮小するほど之に伴ひて經濟組織の範圍は擴大すると云ふ法則が得られる。勿論小社會は常に必ずしも經濟單位では無大社會もまた常に必ずしも經濟組織では無。従ひてこの法則の内容は必ずしも一致せぬが、たゞ氏族が共産的の經濟單位であり同時に經濟組織であつた後の段階に就いては略ぼ相一致する。

次に起るべき問題は、此擴大縮小の法則の根據如何である。此法則自體は一の經驗律として二者の進行を表示するに止まる、而も進みて何故にかゝる法則が行はれるかを考へなければならぬ。謂ふに、此二者の一方が原因として他方を結果に有つと云ふのではない。此平行は更に複雑なる事情より來る。第一に基礎社會の擴大と云ふ事は比較的の説明せられ易き事象である。この基礎社會の擴大は一方に於て社會の地域的範圍の擴大をも意味するが他方に於てはまた内部の人口の増加をも意味する。然らばかゝる意義に於ける擴大は如何にして行はれるか。先づそれが人口の自然増加による事は云ふまでも無き事である。此人口増加の結果は自ら外部の社會との接觸を頻繁にし、また人口増加に伴ふ分業の發達も同様の影響をもつ。此接觸から二の事象が生ずる。一方に於ては内外の社會そのもの又は其一と他の一部分とが互に相融和して漸次單一の社會となる傾向がある。他方に於ては種々なる事情の爲に相反對し又は互に反感を抱く事がある。接觸が何れの傾向を生ずるかは、この社會又は其成員の間の類似、血縁の親疎、利害の關係等によつて定

まる。融和の傾向あるものは外部の共同の敵云はゞ第三者に對する必要から起つて自然に相合一し
て更に範圍の廣き基礎社會を生ずる。併しながら、基礎社會の擴大は常に此過程のみによるもの
では無い。力の欲望の作用も亦決して看過すべからざる一因子を形づくる。既存の基礎社會の組
織に於て支配的地位を占むる分子は力の欲望に驅られて其社會そのもの、發展を計る。思ふに、
これは本來此支配的分子の自己の爲にする力の欲望に基く、併しながら此欲望は成員の多數に流
下して、云はゞ部族的又は國民的要求となるのである。此要求に従ひ征服又は其他の平和的併合
の過程を通して、必ずしも本來融和の傾向強からざる社會もまた單一の基礎社會に統一せられる。
此の如く、人口の増加、融和協働、強制この三者は實に今日まで基礎社會をして不斷に擴大せし
め來れる根本の事情である。大社會の擴大は此の如くにして説明せられるとしても、それが如何
にして小社會の縮小を伴ひ來つたか。此過程は極めて複雑にして容易に説明せらるべくも無い、
茲にはたゞ其概略を述べる。人々の増加と分業の發達とは此場合に於ても亦重要な事情ではあ
るまいか。分業の發達が十分でない間個人は重に、その屬する小社會を以て協働の範圍としなけ
ればならぬ。従ひて此小社會は勢、協働の封鎖的自足的範圍たるべき性質をもつ。此自足的性質
を有しうる爲には其範圍が可なりに廣くなければならぬ。而して分業の發達し此小社會の自足的
性質の失はるゝにつれて漸次その範圍は小さくなり得るものである。縮小はかくて可能ならしめ

られるのみならず、必至ならしめられる。小社會は常に緊密なる團結である、而してかゝる團結が極めて多數の人々を包含し得むが爲には個人は其結合的傾向の著しき部分を捧げなければならぬ。今人々の増加分業の發達あり、個人の結合範圍が増加すれば人々が此社會の爲に捧げ得る結合的傾向が乏しくなる、其結果は小社會の成員の減少を來さざるを得ぬと思ふ。又同様の事情からして成員の間の異質性が加はる事も注意しなければならぬ。これによりて小社會の範圍内にも異質が生じて來る、其結果は自然分裂して其範圍を小さくするの已むを得ざるに至る。かゝる事情の爲に小社會の縮小は大社會の擴大に伴ひて生じ來るのである。此二者の平行は大體から見ても小社會の縮小が大社會の擴大を生ずるから起るのでは無い。大社會の擴大を來せる原因がまた之と相伴ひて小社會の縮小を伴つてきたと見るべきであらう。たゞ小社會縮小に關する以上の説明は重に氏族制度以來の事であつて其以前の場合に就いては、どこまで當る所あるか明確の斷定を下し難い。

基礎社會の擴大縮小の法則にはもとより數多の例外的現象が認め得られる。併しながら少くも現代の文明國の大勢が之に従ひ來つた事は認めなければならぬ。特に外敵に對抗する必要は數多の大國家を形成した。而して此形成に伴ひて内部の小社會たる家族は小家族となつてゐる。若しかの擴大縮小の法則にして將來に於てもなほ過去に於けるが如く作用するものとするならば、實際間の團結は愈加はり行かねばならぬ、而して、之に伴ひて小家族の團結は漸次に弛緩し、遂に

は小社會縮小の極限としてその崩壊を見るに至るであらう。世界的團結の形成と共に所謂社會的原子化の状態が茲に生ずるのではなからうか。併しながら、かの法則が一の經驗律たる限り、かかる斷定が確實性を有するものであるとは主張せられ難い。

第三節 中間社會消失の法則

大なる社會の擴大に伴ひてこれと小社會との間に介存する中間社會が漸次に消失する傾向がある、勿論完全なる消失を見る事は少いとしても其機能を減じ結合の強度ゆるみ、其影響は漸次に薄くなる。この關係を名づけて中間社會消失の法則と云ふ。例へば國家の形成せられると共に以前社會の構成單位をなしてゐた所の部族や氏族は漸次に消滅して其跡を地上に絶つた。大國家の形成せらるゝや、其内部に包含せられたる古き國家は中間社會と化したるがその影も漸々淡くなつた。今日に於ても地方自治體の結合と機能とは寧ろ減少するものゝ様に思はれる。中間社會が此の如く衰滅の傾向あるに反し、たゞ小社會たる家族のみは久しき進化の間に兎も角も其存在を持續して來た。然らば如何にして此の如き法則が行はれ得るか。

個人の傾向の吟味から出發する。私共が社會の爲にせむとする傾向そのものが常に二の周邊に集中する様である、即ち一方は最小の周邊に向ひ他方は最大の周邊に向ふ。試に身を犠牲として捧ぐるものを見よ、家族の爲と云ふ事實はある、然らずば國家の爲人類の爲である。中間の社會

例へば地方自治體の爲に一命を捧げるものが無いではない、併しそれは例外の事である。結合の傾向は具體的な同類にか抽象的な同類に向はむとする、而して家族のものよりも具體的なものは無く、國家人類と云ふ如き最も廣き範圍のものよりも抽象的なものは無い。其の中間のものにては何れの方向をも十分に満足せしめ得ない。これが常に小社會と大社會との團結を緊密ならしめ、而して中間社會を弛緩せしめる重なる事情の一であらうと思ふ。次に考ふべきは結合の紐帶である。大社會の擴大行はるも、其成員の間に同化行はれず接觸行はれざるものならば、中間社會も依然其團結を保持し得るのであらう。併しながら事實は然らず。一方に於て各成員間の文化内容には不斷の同化があり又血液の混和すらも行はれる。他方に於ては、分業の發達と共に交易が益頻繁に營まれる。其結果は中間社會相互の間の異質性を減じ又其間の利益の紐帶を加へる。各の中間社會の間の牆壁は自ら撤廢せられる譯である。最後に機能の點を考へたい。私共の小社會に求むる所は極めて詳細なる點までに行届ける文化的經濟的の協働、互助である。然るにそれ以上の社會、從ひて中間社會に求める所は重に統制的機能である。然るに、此中間社會の營む所の機能は大抵國家の手によりて營まれ得るものである。たゞ僅に中間社會の範圍にのみ特有なる事柄が多く其機能におつ事となつてゐる。此點から見れば國家の統一が加はりそれが十分各方面に其機能の手を擴ぐる事になれば、中間社會の機能上の存在理由は甚だ乏しくなる。加之、國家は其團結に於ては機能に於ては權力に於ては中間社會と一方向から見れば反對の地位に立つ、之

は明白に意識こそせざれ、常に國家の機關たる人々の心を動かせる事實である。従ひて動もすれば國家は自體の發展の爲に、此中間社會の衰滅を誘致する方策をとる。

これと相關聯して小單位殘存の法則が理解せられる。大なる基礎社會は常に歴史の進行に伴うて擴大せられる、之に伴ひて他の基礎社會は其影を薄くするが、中に割合に範圍の小なるもの、云はゞ小單位の社會のみは殘存する傾向を有つ。部族よりも氏族は遙に後代まで殘存した。氏族亡び去つても家族は中々に其命脈を失はない。其由りて生ずる事情はかの中間社會消失の法則の説明に於て述べたるものと同様である。大社會の機能は重に統制的、従ひて範圍の割合に小なる社會の行届ける協働互助に代り得べくも無い。大社會の結合は抽象的なるものに對する結合であつて小單位の社會の具體的人格的なる結合に代り得可くも無い。かるが故に、大社會の發達に伴ひて之と性質を近くする所の割合に範圍の大なる中間社會は消失する傾向が強い、小なる社會は殘存の可能を多く有つ。併しながら、小單位の殘存は畢竟相對的のことにて、それが永久的存続性を證明する譯にはゆかぬ。今日最小の基礎社會は家族であるが、文化の發達は其根柢に幾分の動搖を與へたと見る人もある。即ち、分業の進歩は家族の行届ける協働互助を不必要ならしめる傾がある、また家族成員の家族以外の部分に對する不斷の接觸は家族の集合そのものを幾分か弛緩せしめる様である。若し此傾向が更に進行し得るものとするならば、大社會のみが永遠の勝利者として殘るであらう。

併しながら中間社會消失の法則は單に一方の傾向である。私共はなほ他方に於て之と反對の傾向を有する所の法則の作用を認めなければならぬ。それは茲に同質要求の法則とも名づけむとするものである。人々が單純なる利益によりて結社をなさざる限り、云はゞ利益以上のものを求めて結合を營むとする限り、社會の同質を求め、此同質の要求は二方面に於て現はれる。一は既存の社會の同質化を欲する要求であり、他は既存社會の雜多なる成員の間から類似せる人々のみが相集りて一社會をなし、既存社會をすて、又は之と相ならびて、同質的なる社會を形成せむとする要求である。此同質分立の要求が中間社會消失の傾向に反對なる傾向として作用し進みては大社會の擴大そのものに對しても或程度まで之を阻止せむとする勢を有する。

大社會の擴大に際して異質の統一を生ずる二の事情があつた。一は共通の外敵に對する協働の必要である、二は優勝なる勢力を有する社會ことに其支配的分子の力の欲望である。かゝる事情によりて統一せられたる異質的成員も勿論相同化する傾向を示す。併しながら、其同化には一定の限界がある、知的の文化内容の方面に於ては授受が割合に早く行はるゝとしても、生理的組織そのものに根柢を置き、從ひて知的分子の乏しい文化内容に至りては、容易に同化が行はれぬ。かくて社會内部に自ら分立の傾向を生ずる、殊に此異質が民族的異質なる時に於て然り。又一民族が他の民族の力の欲望の犠牲となり、其強制によりて統一の保持せらるゝ場合に於て然り、勿論大社會は此分立を防止せむが爲に種々なる方法を講ずるであらう。併しながら、社會の發達は

自然に強制の作用を減ずる。此壓迫を破りてかの同質要求の法則が作用するに及べば、に中間社會が新に其團結と機能とを加ふるに至るであらう。從來一方には強大の國家のみが存續し發展し小弱國は愈衰亡すべしと考へられた、又他方に於ては今日の大國家もやがて皆分裂して小國のみとなるとする見方もあつた。二十世紀初頭の歐洲の大戦亂の結果として以前の小國が滅亡せざるのみならず、バルカン、澳地利、露西亞には多數の小國を生じ愛蘭さへ分裂せむとしてゐる。此事實は私共をして大國分裂の傾向を信せしめ、大社會擴大の法則を疑はしめる。けれども謂ふに、大社會の分裂し所謂中間社會の復活し來るのは一般的大勢では無い。文化の發達と共に接觸の範圍の加はる事、廣大なる範圍を占有し多數の人口を有するに非ざれば外部の社會に對抗し難き事等の事情からして、大社會の擴大は争ひ難き所であるを信する。従ひて其成員の間に同化が行はれたる限り、而して異質の民族を包含せざる限り、分裂の生すべき理由がない。たゞそれが甚だしく異質の民族から成り立ち、其統一が重に強制によりて保たれたる限り、分裂の傾向を藏する、而して社會の發達によりて強制の作用が減耗し來るにつれて、それぞれ民族を以て限界となす所の小社會を現出すべきである。併しながら此同質要求の法則によりて小社會の分立するのは、大社會の成員の同化完からず、それが著しく異質の民族から成る結果にして之を一般的原则なりとは見難い。經濟界に於て大企業の利益あるが如く國家に於ても大範圍の利益は多く、従ひて企業が漸次大を加ふるが如く國家も亦漸次に其大さを加ふべきである。(以下次號)